

平成30年度

定期監査結果報告書

大 衡 村 監 査 委 員

1. 監査の概要

(1)実施期日

平成31年1月25日（金）から2月6日（水）までの9日間

(2)監査対象

全部局

(3)監査項目

○総括

- 1 職員一覧表
- 2 時間外勤務命令一覧表
- 3 事務事業執行状況表
- 4 前回監査の指摘事項に対する処理状況表

○予算執行

- 5 歳入予算整理簿
- 6 歳出予算執行状況明細表
- 7 使用料・手数料内訳表
- 8 繰越未納額処理状況表
- 9 不納欠損額内訳表
- 10 契約締結内訳表
- 11 委託料内訳表
- 12 使用料及び賃借料内訳表
- 13 請負工事一覧表
- 14 請負工事別明細表（指名競争入札のみ）
- 15 負担金、補助金、交付金内訳表

○財産管理

- 16 貸付金内訳表
- 17 行政財産の目的外使用許可一覧表
- 18 普通財産の貸付一覧表
- 19 公有財産処分内訳表
- 20 不用品処分内訳表
- 21 基金管理運用状況表
- 22 各補助団体、協議会等通帳管理状況表（各課が管理しているもの）

○聴き取り調査

- 1) 日 時 平成31年1月28日(月)から2月1日(金)
- 2) 場 所 監査委員室
- 3) 調査課名 総務課、企画財政課、住民生活課、税務課、健康福祉課
産業振興課、都市建設課、教育学習課、公民館

4) 調査事項

- ・税等の収納状況について
- ・使用料等の収納状況について
- ・各種団体への補助金について
- ・人事管理について
- ・滞納整理における各課連携について
- ・事務内容・時間外勤務手当について
- ・工事の進捗状況について
- ・契約行為について
- ・備品管理について

2. 監査の結果

村長から提出された資料を精査し、各課に対しても聞き取り調査を実施した。

その結果、財政に関する事務執行及び経営に係る事業執行については、関係法令等に従い概ね適正に処理されているものと認めた。

なお、監査所見のとおり指摘事項については、事業運営を円滑にするため積極的に取り組んで頂きたい。

3. 監査の所見

(1) 村税及び使用料等の収納対策について

村税全般においては堅調に推移しているが、前年同期と比較すると、滞納繰越分の収納率が低くなっている。その原因として、宮城県地方税滞納整理機構の体制が見直しされ、年間引継ぎ件数が8件から5件までとなり、税目も制限され案件処理方法も変更されたことがあげられる。その結果、昨年度は8件 2,679,200 円の引継ぎ税額に対し、2,635,000 円で 98.35%の成果があったが、本年度は5件、引継ぎ税額 1,429,500 円に対し、61.38%の 877,400 円の実績となっている。

職員を派遣しない自治体は、担当職員を出張型で派遣し、持ち込んだ滞納案件を自ら処理すると言う新体制のスタイルになり、より職員の負担は大きくなるが、滞納整理の事務手続きやノウハウ、テクニックの取得に繋がると期待される事も併記しておく。

「チーム T.O.T.O」においても仙台北県税事務所を中心に、引き続き市町村間での徴税吏員の相互併任制度や、職員のスキルアップを図っている事は評価したい。

上下水道使用料や住宅費・給食費等も、村税と共に長期の滞納者がおり、現年度

分においても滞納が発生している。また税と重複している滞納者も多いので、各課の情報を共有し、連携して収納対策を図って頂きたい。新しく制定した私債権管理条例に基づき、適正な私債権管理と村税の滞納縮減管理を行って頂きたい。

(2) 各種団体への補助金について

各種団体への補助金については、それぞれの団体が提出する申請書に基づいて交付しているが、例年慣例的に同額が補助される傾向がある。担当課においては申請書並びに実績報告書を十分精査し、適切な指導、監督を図り、補助金を交付すると共に、改善点があればそれを指摘し、良好な活動になるよう推進して頂きたい。

(3) 基金運用状況について

各課が所管する基金の運用状況について監査した。特に貸付基金に於いて今後検討していただきたい点を提言する。

大衡村災害復旧貸付基金は規則に基づく償還期限が、平成31年12月20日となっている。しかし現在の償還実績を鑑み推定すると、数百万円以上の未納が発生する状況である。大震災直後の被災者支援の緊急避難的な措置として、被災復旧を促進し日常生活基盤安定を促進するため設置され、その目的は有効に機能し復旧の後押しが計られたと思われるが、貸付認定の基準が厳しくなかった点は、当時より懸念材料であった。今後の対応について十分検討し、未納対策に当たって頂きたい。

また、繁殖牛導入基金については、現在貸付者は一人で、新規利用者はいない。本来の基金設置目的を果たしてない状況であり、今後の基金運用方法も含めて検討されたい。

(4) 奨学資金貸与基金について

奨学資金貸与基金は、能力があるにも係わらず経済的な理由によって、就学困難な者に対して貸与しているが、繰越未納額は前年と同様に推移している。今回は居住地不明の滞納者はいないようだが、徴収困難な長期滞納者がいる中で、新たな滞納者が出ないよう小まめに納付相談を行い、未納額縮減に努められたい。

(5) 時間外勤務について

平成30年度における時間外勤務と代休の取得状況は、前年度より改善されると見受けられる。また各課間における時間外勤務の隔たりは、業務内容の差異による事情と判断するが、今後とも事業量の均衡を図ると共に、福利厚生観点からも対策を取るよう努めて頂きたい。

(6) 備品管理について

平成22年度と25年度に整備した中学校の授業で使用される剣道防具は、現在剣道の指導教師がいないため使われていない。管理している防具は以前から使用していた物も含めて38組(備品整備した物は31組)ある。今も十分使用出来る状態ではあるが、指導教師がいない状況での剣道の授業は出来ず、これからの備品管理の在り方を検討して頂きたい。また小・中学校の備品の中には、現在の授業実態にそぐわず旧態化して、倉庫に保管されている教材備品が、多々あるようである。それらに対しても、不用品処分等の手続きを図るよう求める。

このことは他課にも言えることであり、それぞれの担当部署においても、不用入用物品のチェックを行い、適切な備品管理をして頂きたい。